

こ支虐第 102 号
令和 7 年 3 月 27 日

各

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市長

 殿

こども家庭庁支援局長

「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」
について（通知）

家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保するため、令和 6 年度に、「こども若者シェルター・相談支援事業」を創設したところである。

今般、各都道府県等において、本事業によるこども若者シェルターの整備を進めるにあたり、適切な運用が図られるよう、「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」を別添のとおり策定した。本ガイドラインは、既存の関係法令や通知を前提としたうえで、留意が必要な関係法令の規定や、こども・若者を支援するにあたって実施が必要である事項、実施が望ましい事項等について整理を行ったものである。

各都道府県等におかれては、本ガイドラインの内容を踏まえ、「こども若者シェルター・相談支援事業」に取り組んでいただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。